

平成19年度士幌町財政健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成19年度決算時における士幌町の財政の健全化を判断する4指標及び公営企業会計の資金不足比率を公表します。

1. 実質赤字比率（収入に占める一般会計の実質赤字の比率）

士 幌 町	-3.07%
財政健全化法基準による士幌町の早期健全化基準	15.00%
同 財政再生基準	20.00%

2. 連結実質赤字比率（収入に占める全ての会計の実質赤字の比率）

士 幌 町	-17.08%
財政健全化法基準による士幌町の早期健全化基準	20.00%
同 財政再生基準	40.00%

3. 実質公債費比率（収入に占める公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）

士 幌 町	13.7%
財政健全化法基準による士幌町の早期健全化基準	25.0%
同 財政再生基準	35.0%

注1 早期健全化基準の25.00%は、一般単独事業の許可が制限される基準である。

注2 財政再生基準の35.00%は、公共事業等の許可が制限される基準である。

4. 将来負担比率（収入などに占める士幌町が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）

士 幌 町	-51.5%
財政健全化法基準による士幌町の早期健全化基準	350.0%

5. 公営企業における資金不足比率（公営企業ごとの資金不足の比率）

（1）該当する公営企業（特別）会計

- ・ 国民健康保険病院事業会計
- ・ 簡易水道事業特別会計
- ・ 公共下水道事業特別会計

（2）資金不足比率

（1）の3会計とも資金不足を発生していない（黒字決算である）ため、資金不足比率は、0.00%である。

財政健全化法基準による士幌町の経営健全化基準	20.00%
------------------------	--------

6. 説 明

1～4の各指標において、早期健全化基準又は財政再生基準を1項目でも超えた場合、それぞれ「早期健全化計画」又は「財政再生計画」を作成し、実行する必要があります。また、資金不足比率についても会計ごとに経営健全化基準を超えた場合、その会計について「経営健全化計画」を作成しなければなりません。

平成19年度の決算各数値を元に算定した、士幌町の各指標数値はいずれも基準を超えていないため、それぞれの計画を作成する必要はありませんが、次年度以降も基準数値を超えることがないように、より一層の財政の健全化に努めなければなりません。